日本下水道事業団公告

日本下水道事業団公告第４号

日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）第30条第１項の規定により実施している特定下水道工事の一部を完了するので、同条第５項の規定に基づき公告する。

平成29年３月７日　　日本下水道事業団理事長　辻原　俊博

特定下水道の種類及び名称	工事の区域又は区間	工事の種類	工事の完了の日
長生都市計画下水道事業長生村公共下水道終末処理場 長生浄化センター	千葉県長生郡長生村一松字中瀬地内	公共下水道の改築工事（一部）	平成29年３月７日(一部)

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　札幌弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　岸田　貴志
　登録番号　34145
　事 務 所　北海道札幌市中央区大通西６丁目５－４　58山京ビル４階　札幌四季法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成29年２月13日

平成29年２月20日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　埼玉弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　東　　由明
　登録番号　15422
　事 務 所　埼玉県川越市広栄町３－43　弁護士法人東法律事務所
3　処分の内容　除名
4　処分が効力を生じた年月日
　平成29年２月15日

平成29年２月20日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成27年５月20日に告知した同会所属弁護士村岡徹也会員（登録番号39230）に対する懲戒処分（業務停止６月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成29年１月17日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成29年２月19日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成29年２月19日　　日本弁護士連合会

無縁墳墓等改葬公告

墓園の適正な管理を行うために、無縁墳墓等について改葬することとしましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成29年３月７日　　神　戸　市

1．墳墓等所在地　神戸市北区山田町下谷上字中一里山12番１
1．墳墓等名称　神戸市立鵯越墓園
1．死亡者の本籍及び氏名
本籍はすべて不詳
石政金蔵・山崎勢牟・山崎順規・山崎ちかゑ・山崎なみ・福橋茂樹・福橋はな・伴野芳太郎・伴野チヨ・森こちよ・森常蔵・森青二・森常太郎・吉井いせ・下村ユキ・下村コメ・下村りの・水越丈叟・水越ふ志・水越成章・水越重・水越丈吉・水越朝女・水越成美・水越てる・水越春吉・水越節・吉川源藏・寺岡政男・大鐘キク・大鐘ギュウ・趙（以下不詳）・広長武夫・井上甚六・林みね・志賀三女・志賀わさ・志賀伸之助・今井作次郎・今井こまつ・飯田常松・飯田ひさ・飯田しげの・萩岡一郎・萩岡次郎・萩岡鶴藏・萩岡イセ・萩岡彦吉・萩岡シン・萩岡水子・菅長軍治・三宅光藏・榎本武次・榎本宏・榎本ハルヨ・大月光次・前田そえ・橋本静子・橋本孫市・脇本まさ・脇本繁太郎・脇本政子・脇本正子・日泉タカ・村山和助・八木嘉藏・八木初枝・八木こう・八木もと・八木力之助・岡本みつ・三宮篤義・三宮民江・三宮篤幸・三宮篤輝・田中吉藏・荒尾健吉・永田守・吉田笑子・鈴木真澄
本籍および氏名全て不詳墓石　22基
1．改葬を行おうとする者　神戸市中央区加納町６丁目５番１号　神戸市長　久元　喜造

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月七日
北海道石狩市花川北一条二丁目二五二番地
有限会社ワタナベ住建
清算人　渡辺　憲一

解散公告

当法人は、平成二十九年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月七日
宮城県大崎市田尻蕪栗字沢田二三番地二
特定非営利活動法人えがす大崎
清算人　戸島　　潤

解散公告

当法人は、平成二十八年六月十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月七日
山形県酒田市相生町一丁目三番三号
特定非営利活動法人猛禽類保護ネットワーク
代表清算人　大澤八州男

解散公告

当社は、平成二十九年二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月七日
山形県村山市大字名取二七番地
株式会社名取建設
代表清算人　板垣　秀麿

解散公告

当社は、平成二十八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月七日
群馬県前橋市上小出町二丁目三番七号
合同会社リエコ
清算人　鈴木理恵子

解散公告

当社は、平成二十九年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月七日
群馬県前橋市上小出町三丁目五四番地の六
有限会社ユーテック
清算人　鵜川　正登